

1. 地方創生推進交付金：地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものを支援
2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）：地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附について、税制優遇措置を創設
3. 「生涯活躍のまち」制度：中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送りつつ、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」の制度化

1. 地方創生推進交付金

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された事業について、「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）を交付することができる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・交付金の交付

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第1号】

※ 複数年度（5か年度以内）にわたる計画も対象とすることにより、地方公共団体が安定的・継続的に事業に取り組めるようにする。

計画の作成主体

総合戦略を策定した地方公共団体

計画の対象事業

〔第1号イ関係〕地方創生事業全般（雇用の創出、移住・定住の促進、結婚・出産・子育て支援、まちづくり等）

- ・総合戦略に位置付けられた事業のうち、KPI（重要業績評価指標）の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業であって、先導的なもの
- ・ソフト事業を中心とし、それと一体となって行うハード事業も対象

〔第1号ロ関係〕道、污水处理施設、港の整備

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、各事業分野ごとに2種類以上の事業を総合的に行うもの
- ・継続事業については、附則に経過規定を置き、配慮

○ 交付金の交付【第13条】

当該事業に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

交付対象となる“先導的”な事業について

○ “先導的”な事業（＝地方創生の深化に向けた、以下のような事業をいう）

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携等による先駆的な事業
- ・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・既存事業の隘路を発見し、打開する事業

2. 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方公共団体が、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、当該計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附を行った企業について、課税の特例措置を講ずる。

地域再生法の改正：地域再生計画の作成・課税の特例

○ 地域再生計画の作成【第5条第4項第2号】

計画の作成主体

- ・総合戦略を策定した都道府県、市区町村（ただし、不交付団体である都道府県、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体の市区町村を除く。）

計画の対象事業

- ・総合戦略に位置付けられた事業であって、地方公共団体が企業から寄附を受けて行う事業
- ・KPI（重要業績評価指標）の設定、PDCAの整備により効率的かつ効果的に実施される事業

※ 対象となる寄附の要件

- ・寄附額の下限は10万円
- ・本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外

※ 寄附の代償としての経済的な利益供与の禁止

○ 課税の特例の適用【第13条の2】

当該事業に対して企業が寄附をしたときは、当該企業の法人住民税、法人事業税、法人税について、課税の特例の適用がある。

税制優遇措置の内容（地方税法、租税特別措置法の改正）

○ 税負担軽減のインセンティブを2倍に拡大して、企業の寄附を促進

- ・寄附額の3割に相当する額を税額控除（創設）
→ 現行の損金算入による軽減効果（約3割）とあわせて、寄附額の約6割を負担軽減

（税額控除の具体的方法）

- ・法人住民税で寄附額の2割を控除（法人住民税所得割額の20%が上限）
- ・法人住民税の控除額が2割に達しない分を、法人税で控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）
- ・法人事業税で寄附額の1割を控除（法人事業税額の20%が上限）

3. 「生涯活躍のまち」制度

地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の住民（多世代）と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを進めるため、「生涯活躍のまち」の制度化を図る。

「生涯活躍のまち」の基本コンセプト

1. 中高年齢者の希望に応じた住み替えの支援

- ・東京圏等大都市から地方への移住にとどまらず、地域内で近隣から「まちなか」に住み替えるケースも想定
- ・入居者は、中高年齢期の早めの住み替えや地域での活躍を念頭に置き、50代以上を中心
- ・移住希望者に対し、きめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開

2. 「健康でアクティブな生活」の実現

- ・健康時からの入居を基本とし、健康づくりや就労・生涯学習など 社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。

3. 地域住民（多世代）との協働

- ・地域社会に溶け込み、入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代との協働ができる環境を実現。大学等との連携も。

4. 「継続的なケア」の確保

- ・医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保

5. 地域包括ケアシステムとの連携

- ・受入れ自治体において、地域包括ケアシステムとの連携の観点から、入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備（既存福祉拠点の活用、コーディネーター兼任等）することが望まれる。空き家など地域のソフト・ハード資源を積極的に活用することも。

各種の支援措置 推進意向地方公共団体数：263（2015年11月現在）

■情報支援

- 生涯活躍のまちに関する「手引き」を作成

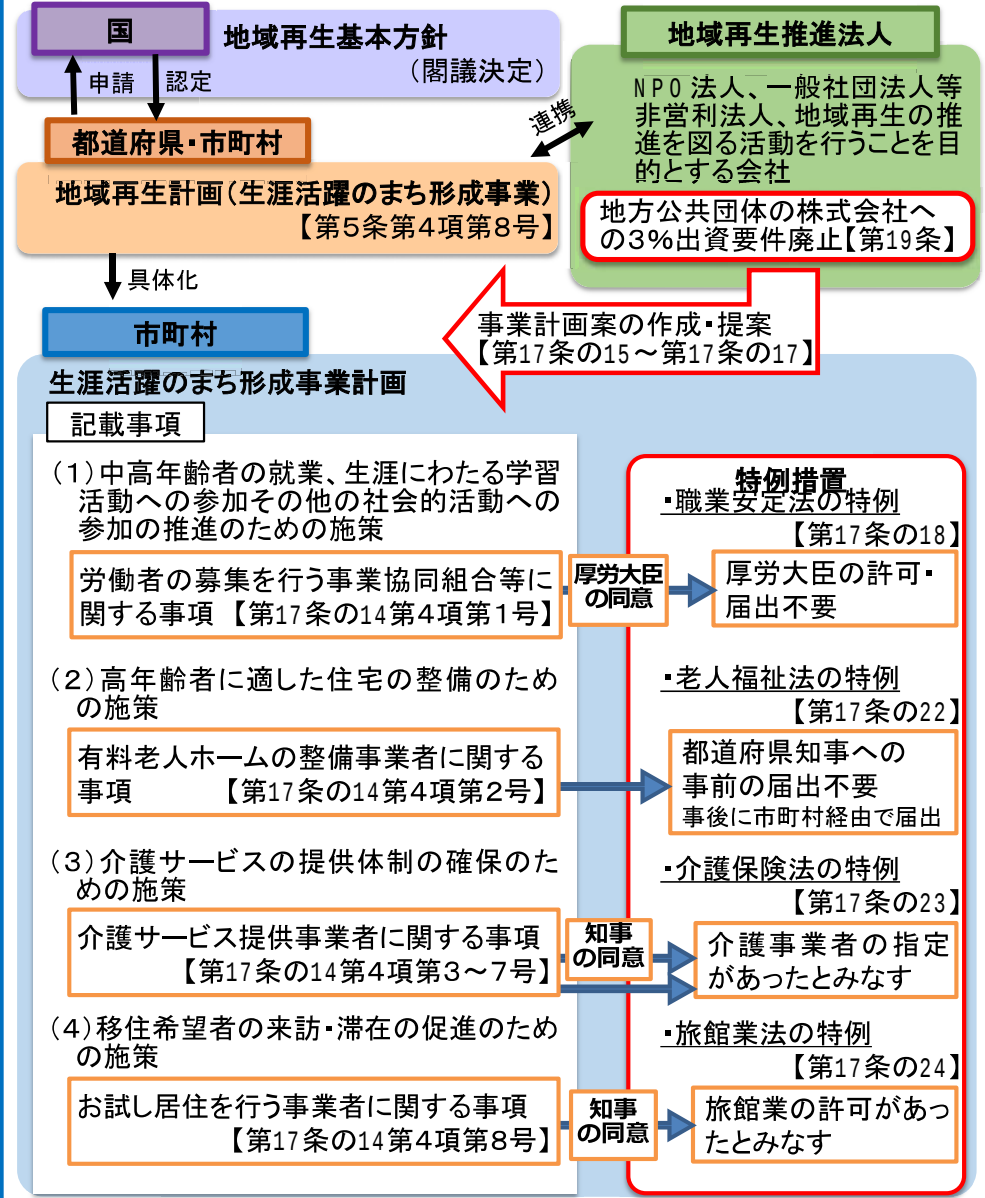
■人的支援

- 関係府省からなる「生涯活躍のまち支援チーム」による支援

■財政支援

- 交付金（27年度補正、28年度予算）を通じた先駆的な取組の支援等

地域再生法の改正：「生涯活躍のまち形成事業」の導入



国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の概要

経済社会の構造改革を更に推進し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法において、新たな規制の特例を設ける等の措置を講ずる。

■「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日 閣議決定 抜粋）

○（前略）規制改革事項のうち国家戦略特区で取り組むべきものについては、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

医療イノベーションの推進など

テレビ電話による服薬指導の特例

特区内の薬局の薬剤師は、特区内の一定の地域に居住する者に対し、遠隔診療が行われた場合に、対面ではなく、テレビ電話を活用した服薬指導を行うことができる。

■医薬品医療機器法の特例【第20条の5】

革新的な医療機器の開発迅速化

革新的な医療機器の開発から製造販売の承認、市販までの手続を円滑にするため、特区内の臨床研究中核病院に対し、開発に必要な試験に関する助言・相談を実施する。

【第37条の4】

障がい者雇用率の算定特例の拡充

障がい者雇用率の通算が可能となる組合について、有限責任事業組合（LLP）を対象に追加することで、特に異業種の中小企業による障がい者雇用を推進する。

■障害者雇用促進法の特例【第20条の4】

観光客を含めた外国人の受入れなど

過疎地等での自家用自動車の活用拡大

過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。

■道路運送法の特例【第16条の2】

クールジャパン外国人材の受入促進

クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人の専門的知識・技能の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、一年以内を目途として検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【附則第2条】

民間と連携した出入国手続等の迅速化

外国人観光客に対する空港等での手続を迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続について、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。

【第37条の2】

農業の競争力強化など

企業による農地取得の特例

喫緊の課題である担い手不足や耕作放棄地等の解消を図ろうとする国家戦略特区において、農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」について、地方自治体を通じた農地の取得や不適正な利用の際の当該自治体への移転など、一定の要件を満たす場合には、農地の取得を認める特例を、今後5年間の時限措置として設ける。

■農地法の特例【第18条】

<課税の特例>

認定区域計画に定められている特定事業を行う法人の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

【第27条の3】

KPI

医療分野	○医薬品・医療機器の審査ラグ「0」(2020年) ○日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模「5兆円」(2030年)	観光分野	○訪日外国人旅行者数「3,000万人超」(2030年) ○観光収入アジアランキング「アジアトップクラス」(2030年) ○外国人観光客旅行消費額「4兆円」(2,000万人が訪れる年)	農業分野	○農林水産物・食品の輸出額「1兆円」(2020年) ○担い手が利用する農地面積「全農地面積の8割」(10年間) ○担い手のコメの生産コスト「現状全国平均比4割削減」(10年間)
------	--	------	---	------	--

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第6次地方分権一括法案）の概要

第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

改正内容

【15法律を一括改正】

I 地方公共団体への事務・権限の移譲等（11法律）

A 国から地方公共団体への事務・権限の移譲

- ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督
- ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認

C 地方公共団体等への権限の付与

- ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に
- ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大
- ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に

B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

- ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等
- ・高齢者居住安定確保計画の策定

D 新たな雇用対策の仕組み

- ・地方版ハローワーク（HW）の創設
- ・地方公共団体が国のHWを活用する枠組みの創設

国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国かつ安定的な仕組みとして構築

II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し（4法律）

- ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加
- ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止
- ・国、都道府県及び建築主事を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し
- ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止

施行期日

- ① 直ちに施行できるもの → 公布の日 ② 地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日
③ ①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日